3　測定操作手順

⑴　低温試験

ア　温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を低温（０℃、－10℃又は－20℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最低のもの）かつ常湿に設定する。

イ　この状態で１時間放置する。

ウ　イの時間経過後、温湿度試験槽内で一の項２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　四の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

⑵　高温試験

ア　温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を高温（40℃、50℃又は60℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最高のもの）かつ常湿に設定する。

イ　この状態で１時間放置する。

ウ　イの時間経過後、温湿度試験槽内で一の項２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　四の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

⑶　湿度試験

ア　温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を35℃に、相対湿度95％又は試験機器の仕様の最高湿度に設定する。

イ　この状態で４時間放置する。

ウ　イの時間経過後、温湿度試験槽の設定を常温常湿の状態に戻し、結露していないことを確認した後、一の項２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　四の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

4　その他

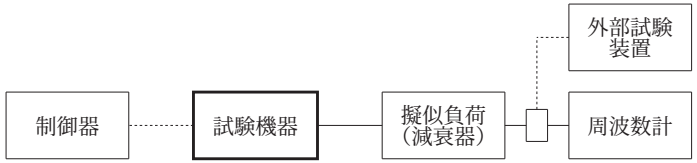
⑴　常温、常湿の範囲内の環境下でのみ使用される旨が工事設計書に記載されている場合には本試験項目は行わない。

⑵　使用環境の温湿度範囲について、温度又は湿度のいずれか一方が常温又は常湿の範囲より狭く、かつ、他方が常温又は常湿の範囲より広い場合であって、その旨が工事設計書に記載されている場合には、狭い方の条件を保った状態で広い方の条件の試験を行う。

⑶　常温、常湿の範囲を超える場合であっても、３⑴から⑶までで示す温度又は湿度に該当しない場合は、温湿度試験を省略することができる。

四　周波数の偏差

1　測定系統図



2　測定器の条件

⑴　周波数計としては、周波数カウンタ、スペクトル分析器又は理想的信号と受信信号との相関値から計算により周波数を求める装置（以下この表において「波形解析器」という。）を使用する。

⑵　周波数計の測定確度は、設備規則に規定する許容値の１／10以下とする。

3　試験機器の状態

⑴　外部試験装置により試験信号を加える。

⑵　試験周波数に設定して連続送信状態とする。

⑶　周波数カウンタ又はスペクトル分析器で測定する場合は、バーストを停止し無変調の状態で連続送信する。バーストを停止し無変調の状態で連続送信できない場合は、無変調波の継続的バースト送出状態とする。

4　測定操作手順

⑴　無変調波（連続又は継続的バースト）の場合は、周波数計で測定する。

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5　試験結果の記載方法

⑴　測定値をMHz又はGHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を百万分率の単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値を記載する。

6　その他

⑴　複数の空中線端子を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシチ等の切替回路のみで周波数が変動しない空中線の組合せであって同一の送信出力回路に接続される場合は、選択接続される空中線端子を測定することとする。

⑵　複数の空中線端子を有する場合であって、共通の基準信号発生器に位相同期して、又は共通のクロック信号等を用いて、複数の空中線端子の周波数の偏差が同じである場合は、一の空中線端子の測定結果を測定値とすることができる。

⑶　変調を停止することが困難な場合であって、スペクトル分析器による周波数測定が行えるような特徴的なスペクトル又は特徴的なディップを観測することができる場合は、シンセサイザ方式の信号発生器の信号を被試験信号と同時に、又は、切り替えてスペクトル分析器で観測し、信号発生器の周波数を画面上の特徴的なスペクトル又は特徴的なディップの位置に合わせ、その時の信号発生器の周波数から中心周波数を換算し測定値とすることができる。

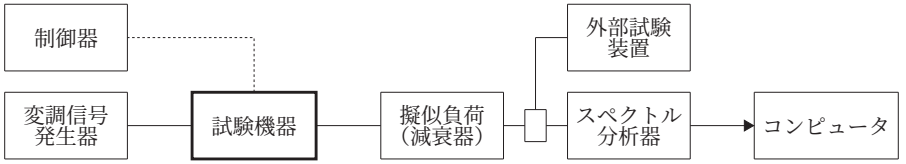
⑷　スペクトル分析器による周波数測定が行えるような特徴的なスペクトル又は、特徴的なディップの観測が困難な場合には、試験状態として特定のサブキャリアのみを送信する状態又は送信しない状態とすることができる。

⑸　変調を停止することが困難な場合で、かつ、スペクトル分析器による測定が困難な場合には、波形解析器を用いることができる。

⑹　周波数の偏差に影響がない場合は、試験機器の空中線電力を低下させて試験を行うことができる。

五　占有周波数帯幅

1　測定系統図



2　測定器の条件

スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	設備規則に規定する許容値の約２倍から約3.5倍まで
分解能帯域幅	設備規則に規定する許容値の１％以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の約３倍
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音より50dB以上高いこと
掃引時間	１サンプル当たり１バースト継続時間以上
掃引モード	連続掃引（波形の変動がなくなるまで）
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド